

福山市ふるさと納税（ばらのまち福山応援寄附金）業務委託
プロポーザル実施要領

1 業務の目的

本市では、ふるさと納税制度を活用して本市の魅力や政策を発信し、本市の取組に共感し応援していただける寄附者を増やすとともに、本市特産品等のPRや地域経済の活性化を図る取組を進めている。

この取組における、本市へのふるさと納税に係る寄附の受付、寄附情報等の管理、返礼品等の発注・配送管理、寄附金受領証明書等の発送、新規返礼品の開発・提案、本市の魅力発信に繋がる広報などの多岐に渡る業務について、民間事業者が持っている体制やノウハウを活用し、効率的かつ効果的に進めることを目的とする。

2 業務概要

(1) 業務名

福山市ふるさと納税（ばらのまち福山応援寄附金）業務委託

(2) 業務内容

「福山市ふるさと納税（ばらのまち福山応援寄附金）業務委託仕様書」のとおり。

(3) 業務履行期間

2025年（令和7年）4月1日から2026年（令和8年）3月31日まで

3 業務委託料

寄附金額に対する単価契約とし、委託料の上限は寄附額の6%（消費税及び地方消費税相当額を除く。）とする。なお、当該委託料には、返礼品代、返礼品送付費用、寄附金受領証明書等発送費用、本市が契約している寄附受付サイトの手数料及びクレジットカード等決済手数料を含めないものとする。

4 選定方式及び契約方法

本業務は、価格のみによる競争では目的を達成できないため、専門的な知識・経験等を有する業者から広く提案を募集し、プレゼンテーションを行って提案内容を評価するプロポーザル方式によって受注候補者を特定する。また、受注候補者と仕様等について協議を行い、協議が整った時点で当該業者と随意契約を締結する。

5 参加資格

本件プロポーザルに参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しな

い者であること。

- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てを行っている者（再生手続開始又は更生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (3) この公告の日から契約締結の日までの間のいずれの日においても、福山市の指名除外措置若しくは指名留保措置又は入札参加資格の取消しを受けていない者であること。
- (4) 福山市に納付すべき市税の滞納がない者であること。
- (5) 国に納付すべき消費税及び地方消費税の滞納がない者であること。
- (6) 福山市暴力団排除条例（平成24年条例第10号）第2条第1号から第3号の規定に該当しないものであること。
- (7) プライバシーマーク、情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）又はそれらと同等のセキュリティ規格を取得し、適切な措置を講じる体制を整備していること。なお、上記「同等のセキュリティ規格」については市の承認を受けたものに限る。
- (8) 過去3年間（2020年（令和2年）4月から2023年（令和5年）3月まで）において、他自治体で福山市ふるさと納税（ばらのまち福山応援寄附金）業務委託仕様書に掲げる業務内容と類似の業務経験があり、かつ、当該受託期間において単年度（4～3月）寄附金額20億円以上の実績を有していること。

6 参加申込の手続等

(1) 担当部局

〒720-8501 広島県福山市東桜町3番5号（本庁舎4階）

福山市市長公室情報発信課

電話：084-928-1135（直通）

FAX：084-931-2056

E-mail：brand@city.fukuyama.hiroshima.jp

(2) 選考スケジュール

実施内容	実施期間又は期日
公 告	2024年（令和6年）10月10日（木）
質問書受付期間	公告の日から2024年（令和6年）10月30日（水）午後5時まで
質問書に対する回答期限・回答方法	2024年（令和6年）10月31日（木） 回答は、適宜福山市ホームページ (https://www.city.fukuyama.hiroshima.jp/ 以下同じ) に掲載します。

参加申込書の受付期間	公告の日から2024年（令和6年）10月31日（木）午後5時まで
参加資格確認結果の通知	2024年（令和6年）11月1日（金）
企画提案書の受付期間	2024年（令和6年）11月1日（金）から同年11月15日（金）午後5時まで
一次審査（書面審査）	2024年（令和6年）11月20日（水）
一次審査結果通知	2024年（令和6年）11月21日（木）
二次審査（プレゼンテーション）	2024年（令和6年）11月27日（水）午後
二次審査結果通知	2024年（令和6年）11月29日（金）（予定）

(3) 実施要領等の配付

福山市ホームページからダウンロードすること。（個別の配布は行わない。）

7 質問書の受付及び回答の公表

(1) 受付期間

公告の日から2024年（令和6年）10月30日（水）午後5時まで

(2) 質問の提出方法

電子メールにより、質問書（別紙1）を送信して行うもののみとする。メール送信後、電話により情報発信課に受信確認すること。

(3) メールの件名

「福山市ふるさと納税（ばらのまち福山応援寄附金）業務委託プロポーザル質問」

(4) メールアドレス

6（1）に同じ

(5) 質問に対する回答

競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、本市ホームページに掲載する。

8 参加申込書の作成等

(1) 受付期間

公告の日から2024年（令和6年）10月31日（木）午後5時まで

(2) 提出場所

6（1）に同じ。

(3) 提出方法

持参又は郵送

※ 持参の場合は、提出期間のうち土・日・祝日を除く午前8時30分から午後5時まで

※ 郵送の場合は、2024年（令和6年）10月31日（木）午後5時必着

※ 郵送の場合は、発送後に必ず情報発信課へ電話連絡を入れること。

(4) 提出書類及び部数

次のアからケまでの書類を作成し、各 1 部を提出すること。(イ、エ、オ及びカについては、提出日の 3 か月前の日以降に発行されたもの。)

ア 福山市ふるさと納税(ばらのまち福山応援寄附金)業務委託プロポーザル参加申込書(様式 1)

イ 商業登記簿謄本(写しでも可。)

ウ 提出期限の属する事業年度の直前の事業年度の財務諸表(法人の場合は直前 1 事業年度の「貸借対照表」、「損益計算書」、「株主資本等変動計算書」及び「注記表」の写し)

エ 市税の完納証明書(原本。本市に納付すべき市税の滞納がないことを証明したもの。ただし、本市における納税義務のない者は申立書(様式 2)を提出すること。)

オ 納税証明書(写しでも可。国に納付すべき消費税及び地方消費税の納税証明書(その 3(その 3 の 2 及びその 3 の 3 でも可))

カ 印鑑証明書(原本)

キ 使用印鑑届(様式 3)(実印と異なる印鑑を契約等に使用する場合に提出すること。)

ク 委任状(様式 4)(契約締結等に関する権限を支社長等に委任する場合に提出すること。)

ケ 誓約書(様式 5)

9 プロポーザル参加資格の確認(企画提案書の提出者の選定)

8 で提出された参加申込書をもとに参加資格の確認を行う。

(1) 参加資格確認結果の通知

2024 年(令和 6 年)11 月 1 日(金)

参加申込書の提出者全員に参加資格確認結果を通知する。

(2) 参加資格確認結果の公表

参加資格確認結果については福山市ホームページに公表する。

(3) 参加申込書の提出者が 1 者のみ又はいない場合の取扱い

参加申込書の提出者がいない場合は、本件プロポーザルを取り止めることとする。

参加申込書の提出者が 1 者のみの場合は、当該 1 者について参加資格の確認を行う。

10 企画提案書の作成等

(1) 受付期間

2024年（令和6年）11月1日（金）から同年11月15日（金）午後5時まで

(2) 提出場所

6（1）に同じ。

(3) 提出方法

持参又は郵送

※ 持参の場合は、提出期間のうち土・日・祝日を除く午前8時30分から午後5時まで

※ 郵送の場合は、2024年（令和6年）11月15日（金）午後5時必着

※ 郵送の場合は、発送後に必ず情報発信課へ電話連絡を入れること。

(4) 提出書類及び部数

次のアからカまでの書類を作成し、提出すること。ただしアは1部、イからカについては8部（正本1部、副本6部、PDFの副本データ1部）提出し、副本には提案者が特定できる表記やマーク等は記入しないこと。

ア 企画提案書（様式6）

イ 企画提案書（本文）

別添「福山市ふるさと納税（ばらのまち福山応援寄附金）業務委託仕様書」及び本実施要領を参考に提案すること。

ウ 参考見積書

※ 本市が必要と認める場合は、追加資料を求める場合がある。

※ 受付サイト等運営に要するシステム管理経費をはじめ、本業務遂行に必要な全ての経費を含む。（見積額積算のための根拠及び内訳を明示すること。）

※ 返礼品調達費及び返礼品の送料は見積に含まないこと。ただし、送料について独自の運用により経費の削減につながる提案がある場合は、別途積算方法等を示すこと。

※ 返礼品を送付するふるさと納税の運用、返礼品を送付しない（電子クーポンの付与など）ふるさと納税の運用及びガバメントクラウドファンディングの運用において、見積が異なる場合は、それぞれの見積を提示すること。

※ 宛先は福山市長とすること。

エ 業務実施体制（様式7）

オ 同種業務実績表（任意様式）

カ 法人等の概要が分かる書類（パンフレット等任意様式）

(5) 企画提案書

ア 提案書は、可能な限りわかりやすく平易な表現を用いること。

イ 提案書は、A4版、横書き、両面カラー印刷とし、ステープラーで留めること。

なお、図・表などはA3版折込も可とする。ページ枚数は不問とするが、各ペー

ジにページ番号を付与すること。

ウ 文字は、11ポイント以上を使用すること。

エ 表紙は、「福山市ふるさと納税（ばらのまち福山応援寄附金）業務委託プロポーザル提案書」と記述し、正本にのみ代表者印の押印をすること。

オ 提案趣旨やアピールしたいポイントなどを簡潔にわかりやすく記述し、意思表示は明確にすること。

(6) 企画提案書に関する補足事項

ア 運営における事務について

(ア) 寄附受付後の返礼品等の発注、寄附金受領証明書等の発送等にかかる流れを明示すること。

(イ) 返礼品等の登録にかかる流れ、1品を登録する平均的な日数について明示すること。1月分の登録数の上限がある場合はそちらも明示すること。

(ウ) 毎月の返礼品提供事業者への訪問数を明示すること。

イ 返礼品の配送について

福山市での配送会社の指定はない。

ウ ポータルサイトについて

(ア) 提案者が運営しているポータルサイトがある場合、そのポータルサイトの追加については、福山市と協議の上、決定していくものとし、契約後に掲載することは確定条件ではないものとする。

(イ) 現在の各ポータルサイト上の返礼品ページ、画像及びSKU登録の継続使用は可能とする。

エ ガバメントクラウドファンディングについて

(ア) 現時点でガバメントクラウドファンディングを実施する予定は無い。

(イ) ガバメントクラウドファンディングを実施する場合は、株式会社トラストバンクが提供する「ガバメントクラウドファンディング」を活用することを想定している。

(ウ) 過去の実施歴は、福山城築城400年事業に伴うものとして、寄附者に対し、福山城の瓦等への記名や、一口城主証カードの贈呈等を実施した。実施において、内容の企画や、瓦等への記名、一口城主証カードの贈呈等は福山市で行い、サイトへの掲載や受領証明書等の発送等は受託者にて行った。

オ 寄附件数増加のための情報発信について

(ア) 各ポータルサイトを活用した情報発信の提案を行うこと。

(イ) 提案者の自社媒体やその他の情報発信について提案すること。

1.1 企画提案書の評価及び評価基準

1.0で提出された企画提案書及び次の要領により福山市ふるさと納税（ばらのまち

福山応援寄附金) 業務事業者評価委員会 (以下「評価委員会」という。) で評価を行う。

(1) 一次審査 (書面審査) (書面審査: 3 者を越える場合)

ア 実施日

2024 年 (令和 6 年) 11 月 20 日 (水)

イ 実施方法

別表の評価項目により、書面審査を実施し、評価の合計点が高いものから 3 者を選定する。ただし、評価順位が 3 位の者が複数ある場合は、同点になった者全てを選定する。

ウ 一次審査結果の通知

企画提案書提出者全員に対し、2024 年 (令和 6 年) 11 月 21 日 (木) までに、電子メールにて通知する。

(2) 二次審査 (プレゼンテーション) の実施

ア 実施日・場所

2024 年 (令和 6 年) 11 月 27 日 (水) 福山市役所本庁舎

イ 実施方法

別表の評価項目により、プレゼンテーション及び委員からの質疑を実施し、評価委員会の評価が高い順に、市長が本業務の受注候補者 1 者、次順位者 1 者を特定する。なお、一次審査の点数は二次審査に持ち越さないものとする。

ウ 開催時間

午後を予定。(詳細は後日通知)

エ 企画提案の所要時間 (予定)

プレゼンテーション 20 分以内

審査委員からの質疑 20 分程度

オ プレゼンテーション出席者

4 名以内

- ※ 各提案者のプレゼンテーション開始時間は、後日通知する。
- ※ プレゼンテーション参加者は、他の参加者の企画提案を傍聴することはできない。
- ※ 指定の時間に遅れた場合には、審査対象とはならない。
- ※ プレゼンテーションで使用する資料は、10 (5) で提出された提案書のみとする。
- ※ 参加者名が特定できるプレゼンテーションを行わないこと。
- ※ パソコン使用の場合は参加者が持参し、プロジェクター及びスクリーンは本市が用意するが、使用する場合は事前に申し出ること。
- ※ リモートでの参加は可能だが、パソコンやスピーカー等の機器及びインター

ネット環境は、参加者が用意すること。

カ 審査結果の通知

2024年（令和6年）11月29日（金）頃に、プレゼンテーション参加者全員に選定結果を郵送等により通知することとする。

なお、特定者に対する採用通知は、評価の結果、受注候補者として特定された事実を通知するものであり、業務の受注者として決定したものではない。通知後、福山市と受注候補者との間で契約締結に向けた協議を行うこととする。

(3) 評価結果の公表

評価結果については福山市ホームページに公表する。

(4) 非選定理由に関する事項

ア 提出した企画提案書等が選定されなかったものに対しては、選定されなかった旨を通知する。

イ アの通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して10日以内に書面（任意様式）により、市長に対して非選定理由の説明を求めることができる。

ウ イの回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内に書面によって行う。

エ 非選定理由の説明請求の受付場所及び受付時間は次のとおり。

(ア) 6(1)の担当部局に同じ

(イ) 受付時間 午前8時30分から午後5時まで

(5) 企画提案書の提出者が1者のみ又はいない場合の取扱い

企画提案書の提出者がいない場合は、本件プロポーザルを取り止める。企画提案書の提出者が1者のみの場合は、当該1者について、評価委員会において受注候補者としての適否を審査する。

(6) 評価点が同点になった場合の取扱い

評価委員会による評価の結果、同点になった場合は評価委員会の決するところによる。

1.2 契約の締結

(1) 本業務の契約は、評価委員会を経て市長が特定した受注候補者と業務内容について協議等を行い仕様書の内容を確定した後に、見積合せの上、契約を締結するものとする。

(2) 仕様書の確定に際しては、提案された内容が基本となるが、受注候補者と本市との協議により、必要に応じて内容を変更した上で契約を締結するため、契約額が10(4)で提出した見積書の額と同額になるとは限らない。

(3) 市長が特定した受注候補者と契約が締結できなかった場合又は失格条件に該当すると認められた場合には、次点の提案者と契約交渉を行うものとする。

1 3 失格条件

次に掲げるいずれかに該当した場合は、失格とする。

- (1) 提出書類が提出期限を過ぎて提出された場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 3の業務委託料の上限を超えた参考見積書を提出した場合
- (4) 評価及び審査の公平性を害する行為があったと市長が認めた場合
- (5) 実施要領の内容に違反すると市長が認めた場合
- (6) その他市の指示に違反する場合 等

1 4 その他の留意事項

- (1) 業務の実績等については、日本国内の業務の実績等をもって判断するものとする。
- (2) 参加申込書が提出されなかった場合又は参加資格がある旨の通知を受けなかった場合は、企画提案書を提出できないものとする。
- (3) 参加資格がある旨の通知を受けた者が、提出期限までに企画提案書を提出しない場合は、辞退したものとみなす。
- (4) 参加申込書及び企画提案書の作成及び提出並びにプレゼンテーション等に要する費用等は、全て参加者の負担とする。
- (5) 提出された参加申込書及び企画提案書は返却しない。
- (6) 提出された企画提案書類の著作権は、その提出者に帰属することとする。
- (7) 提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法又は維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、全て参加者が負うものとする。
- (8) 提出された参加申込書及び企画提案書は、受注候補者の選定以外に提出者に無断で使用しない。なお、選定に必要な範囲において複製をすることがある。
- (9) 参加者は、複数の参加申込書及び企画提案書を提出することはできない。
- (10) 提出期限以降における参加申込書及び企画提案書の差替及び再提出は認めない。
- (11) 提出された企画提案書等は、福山市情報公開条例（平成14年条例第2号）に基づく情報公開請求の対象となる。
- (12) 参加申込書又は企画提案書の提出後に辞退をする場合は、辞退届（任意様式）を担当課に持参又は郵送により提出すること。
- (13) 参加者（又は参加を予定している者を含む。）又はその関係者は、評価委員会の委員に接触することを禁止し、接触の事実が認められた場合には、失格とするこ

とがある。

- (14) 本業務は、プロポーザル方式により受注者を選定するものであるため、具体的な業務内容は企画提案書に記載された内容を反映しつつ福山市との協議に基づいて決定するものとする。
- (15) 受注者の責めに帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合には、福山市は契約を解除できるものとする。この場合、市に生じた損害は受注者が賠償するものとする。
- (16) 今後の社会情勢や財政事情の変化、その他の不可抗力等により、事業計画の変更又は中止する場合がある。この場合、参加者に対して福山市は一切の責任を負わないものとする。
- (17) 参加者は、参加申込書の提出をもって、実施要領等の記載内容に同意したものとする。